

## 新型コロナウイルス対応業務継続計画

### 1 業務の縮小に関する考え方及びそれに対する対応について

#### (1) 職員本人が感染した場合（検査結果が陽性であった場合）

当該職員の所属部及び同室の兄弟部の職員は濃厚接触者となりうることから、それらの部の職員全員が登庁を控えることが想定される。その場合には、それらの2つの部のすべての事務の手当てが必要となることから、次のとおり対応を行う。

ア 濃厚接触者の判断は、おそらく保健所と事務局が判断することになると思われる（具体的な指針等は示されていない。）。

イ 陽性と診断された職員は、通常登庁を控えており、その間勤務に当たっていないことが想定されるものの、濃厚接触者の有無については、所管の保健所が調査することになる。保健所の調査結果が出るまでの間は、陽性と診断された職員の発症前の行動に鑑み、念のため、同職員と同じ執務室で勤務した者について、感染の事実が判明した翌日から当分の間、出勤できないことが想定される。

登庁しない期間の目安については、陽性と診断された職員の最後の登庁日の翌日から14日間とすることが考えられるが、個別の事情やその後の状況の変化等を踏まえて、保健所の指導に基づき具体的に検討することになる。

#### ウ 執務室に立ち入る場合

※ 感染者が所属していた執務室への入出については、保健所の指導に従うことになる。

（ア）立ち入る職員は必要最小限に限り、かつ、入室記録に記載する。職員は、マスク、医療用手袋を着用する。

（イ）記録等を取り出した時は、事件記録出納簿に記載する。

#### エ 公判部の場合

係属している事件は、原則として、期日の取消又は変更をする。ただし、早急に処理しなければならない事務（具体的には、後記2(1)記載の「最優先で継続する業務」が想定される。）については、事務分配規程の裁判事務の代理の定めにより、手当てが必要な部の裁判官の事務を他の部の裁判官が代理して処理を行う。

（ア）担当裁判官（又は部総括裁判官）が主任書記官又は他部署の書記官に期日の取消又は変更を指示する。主任書記官が連絡を受けた場合は、その旨を他部署の書記官に連絡し、担当裁判官の指示内容を伝える。

（イ）他部署の書記官は、担当裁判官の指示に基づき、期日の取消又は変更に伴う連絡事務等を引き継いで行う。

#### オ 令状係の場合

大半の業務が後記2(1)記載の「最優先業務」であるため、

(ア) 当番の裁判官が感染した場合は、当番以外の裁判官が代理して処理を行う。  
担当裁判官は刑事所長代行者が指名する。

(イ) 令状係所属の書記官が感染し、所属職員全員が登庁できない場合は、令状係の事務処理は、首席書記官（首席書記官差支えの場合は次席書記官）が指名した職員が行う。

カ 訟廷庶務係、事件係及び記録係の場合

同じ執務室で勤務していない他の職員（部の職員等）が事務を分担して行う（できれば経験者が望ましい。）。訟廷事務室以外の限られた人数の職員が業務を行うことが想定されることから、分担する業務を一部に限定して縮小することになる。また、警備には対応できることから、部だけでの警備が不可能な場合は、期日の取消又は変更を検討する。

キ 訟廷裁判員係の場合

同じ執務室で勤務していない他の職員（部の職員等）が事務を分担して行う（できれば経験者が望ましい。）。訟廷事務室以外の限られた人数の職員が業務を行うことが想定されることから、分担する業務を一部に限定して縮小することになる。よって、選任手続の実施は不可能であり、担当部は、選任手続期日（ひいては公判期日）の取消とともに、裁判員候補者への電話連絡をする。

(2) 職員又はその親族等が濃厚接触者となった場合

ア 濃厚接触者となった職員又はその親族等について、新型コロナウイルスの検査結果が判明するまでの間

(ア) 職員本人が濃厚接触者となった場合

当該職員の所属部は、当該職員の担当事務の手当てをする必要がある。

a 当該職員が裁判官である場合

所属部の他の裁判官は、原則として、当該裁判官が担当する事件の期日の取消又は変更する方向で検討する。ただし、代理裁判官による処理が可能な事務については、代理裁判官が当該裁判官の事務を引き継いで行う。

b 当該職員が書記官、事務官又は速記官である場合

原則として、その部の他の書記官等が代わって当該職員の担当事務（法廷立会等を含む。）を分担して行う。それが困難である場合には、首次席に相談の上、訟廷又は他の部の書記官等に応援してもらう態勢を執る。

(イ) 職員の親族が濃厚接触者となった場合

当該職員の所属部は、当該職員の担当事務の手当てをする必要があることから、上記アと同様の対応を行う。

イ 職員の親族等についての検査結果が陽性であった場合

職員本人が濃厚接触者となることから、上記アと同様の対応を行う。

- (3) 裁判員又は補充裁判員が感染した場合（検査結果が陽性であった場合）  
進捗状況によって異なるが、裁判官、職員並びに他の裁判員又は補充裁判員は濃厚接触者である可能性があるため、職員が感染したのと同じ(1)に基づくことになる。
- (4) その他の事件関係者が感染した場合（検査結果が陽性であった場合）  
進捗状況によって異なるが、裁判官及び職員は濃厚接触者である可能性がある。濃厚接触者と判断された場合は、いずれも(2)と同様に取り扱う。この場合、接触状況（距離、部屋の密閉度や換気状況、時間、対応方法等）によって異なるため、保健所の指導に従う。
- ア 公判期日に出頭した被告人、検察官、弁護人、証人、通訳人、拘置所職員、警察職員、参加人又は参加弁護士
- イ 勾留質問に出頭した被疑者、通訳人
- ウ 選任手続期日に出頭した裁判員候補者
- エ 医療観察事件で審判期日等に出頭した対象者、付添人、審判員、参与員、社会復帰調整官、押送職員
- オ 訟廷事件係、記録係又は裁判員係に来庁した者

## 2 繙続業務について

- (1) 最優先で継続する業務（各部署において速やかに対応しなければならない業務（当該部署の職員全員が登庁できない場合であっても、代わって他の部署の職員が対応しなければならない業務））
- ア 公判部
- (ア) 実刑判決が確定した場合の判決書の送付  
調書判決を予定していたが、確定日に裁判官が出勤できない場合は、職員が裁判官の自宅に出向いて押印を受ける必要がある。
- (イ) 勾留更新決定
- (ウ) 保釈、接見禁止（解除）決定
- イ 令状係
- (ア) 一般令状
- (イ) 勾留（勾留延長、接見禁止（解除を含む。）、勾留執行停止等を含む。）
- (ウ) 勾留更新、保釈等
- (エ) 準抗告
- (オ) 医療観察事件の鑑定入院命令（延長決定を含む。）
- ウ 裁判員係  
裁判員候補者からの問合せへの対応
- エ 事件係  
立件手続（公判請求事件、雑事件その他）

(2) その他優先的に継続するのが望ましい事務

ア 公判部

(ア) 当日の期日の取消

a 担当裁判官以外の裁判官が期日取消決定に押印（担当裁判官からの電話の指示でも可）

b 訴訟関係人（検察官、弁護人、被告人、通訳人）、拘置所・警察署に対し、速やかに電話連絡

c 被告人に対し、公判期日取消決定副本を送達

(イ) 翌日以降の期日の取消

上記(ア)と同様

(ウ) 裁判員裁判の評議、公判期日の取消

裁判員、補充裁判員に対し、速やかに電話連絡

(エ) 起訴状副本の送達

(オ) 医療観察事件の鑑定入院命令以外の事務

イ 裁判員係

(ア) 選任手続期日の取消

a 担当部に選任手続期日の取消決定をしてもらう。

b 裁判員候補者に対し、速やかに電話連絡

(イ) 裁判員選任手続の取消

3 業務継続のために、あらかじめやっておかなければならぬ事項

(1) 刑事部全員

ア 緊急連絡先の把握

管理職員は、部内、訟廷内の裁判官及び職員全員に対し、緊急連絡先を伝える（電話番号、メールアドレス、LINE等手段を問わない。）。

なお、兄弟部の職員全員が登庁できない可能性があるため、1刑と4刑、2刑と5刑、3刑と6刑が連携する。

【課題】職員の連絡先は個人情報である。部下職員は管理職員の連絡先を知っているが、管理職員は部下職員の連絡先を知らない場合がある。部下職員に対し、緊急連絡が必要になった場合どう対応するか検討する必要がある。

イ 裁判員、補充裁判員の連絡先の把握

ウ 出勤困難になる可能性がある場合、管理職員への連絡

エ 管理職員から首席（又は次席）への連絡

オ 執務室のロッカーの鍵の保管場所（キーボックスの暗証番号）の把握

(2) 公判部、令状係

ア KEITASの入力

即日、KEITASに[REDACTED]等の入力の徹底

イ 記録管理

事件記録出納簿の記載を徹底し、記録がどこにあるかを明らかにしておく

(3) 裁判員係

ア 裁判員候補者の連絡先

イ 名簿管理システムを他の係員が利用できるようにする。

(4) 事件係

ア KEITASを利用しないで立件する場合の事件符号ごとの補助簿

イ 事件配点マニュアル

4 新型コロナウイルス対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令された場合

BCPが発動され、全庁的に取り組むことになる。